ウ　令第30条の21第３項に規定する直前の住所地市町村長は、都道府県知事に対し、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、住民基本台帳カードがその効力を失った場合又は住民基本台帳カードの返納を受けた場合には、当該住民基本台帳カードの運用状況が廃止の状況にあることについて令第30条の24第２項の通知を行うこと。

エ　法第24条の２第３項に規定する転出地市町村長は、同項に規定する当該最初の転入届に係る転出届をした者に係る法第９条第１項に規定する通知を受けた場合には、都道府県知事に対し、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、当該者に係る住民基本台帳カードの運用状況が廃止の状況にあることについて令第30条の24第３項の通知を行うこと。

オ　法第24条の２第３項に規定する転入地市町村長は、住民基本台帳カードに法第30条の44第６項に規定する措置を講じた場合には、都道府県知事に対し、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、当該住民基本台帳カードの運用状況が運用中の状況にあることについて令第30条の24第４項の通知を行うこと。

第３の２⑵中「市町村長」を「住所地市町村長」に改める。

第６の１⑴中「に係るアプリケーション」の次に「、券面事項確認アプリケーション」を加え、「第30条の44第８項」を「第30条の44第12項」に改める。

第６の１⑵中「第30条の44第８項」を「第30条の44第12項」に改める。

第６の２⑴及び⑵並びに第６の３⑴中「第30条の44第８項」を「第30条の44第12項」に改める。

第６の３⑶中「市町村長」を「住所地市町村長」に改める。

附　則

１　この告示は、平成二十四年七月九日から施行する。

２　この告示による改正後の住民基本台帳カードに関する技術的基準第６の１⑵後段の規定は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）の施行の際現に同法による改正前の住民基本台帳法第三十条の四十四第八項の規定による利用が行われている同条第一項に規定する住民基本台帳カードについては適用しない。

○政治資金適正化委員会告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十四年六月十四日

政治資金適正化委員会委員長　土田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
四一八二	二四、六、一	東山　豊樹
四一八三	二四、六、一	冨士元昌彦
四一八四	二四、六、一	藤井　泉
四一八五	二四、六、一	田村　宜治
四一八六	二四、六、一	佐藤　哲之
四一八七	二四、六、一	中山　智弘
四一八八	二四、六、一	村田　明優
四一八九	二四、六、一	莉木　一功
四一九〇	二四、六、一	近藤　信久
四一九一	二四、六、一	眞下　武久

○法務省告示第二百三十五号

岡山県新見市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十四年六月十四日

法務大臣　滝　実

岡山県阿哲郡本郷村大字則安二百六十番地　下木謙太郎

○法務省告示第二百三十六号

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十九年政令第三百二号）第一項（同令第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、同令第一項の事務を次のように指定する。

平成二十四年六月十四日

法務大臣　滝　実

登記所の事務	指定の効力が生ずる日
東京法務局渋谷出張所	平成二十四年七月二日
地図、建物所在図、地図に準ずる図、面土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	
東京法務局板橋出張所	平成二十四年七月二日
地図、建物所在図、地図に準ずる図、面土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	
横浜地方法務局戸塚出張所	平成二十四年七月二日
地図、建物所在図、地図に準ずる図、面土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	
横浜地方法務局厚木支局	平成二十四年七月二日
地図、建物所在図、地図に準ずる図、面土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	
横浜地方法務局出張所	平成二十四年七月二日
地図、建物所在図、地図に準ずる図、面土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	
さいたま地方法務局川越支局	平成二十四年七月二日
地図、建物所在図、地図に準ずる図、面土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	
静岡地方法務局袋井支局	平成二十四年七月二日
地図、建物所在図、地図に準ずる図、面土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	
新潟地方法務局三条支局	平成二十四年七月二日
地図、建物所在図、地図に準ずる図、面土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	
新潟地方法務局佐渡支局	平成二十四年七月二日
地図、建物所在図、地図に準ずる図、面土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	
大阪法務局堺支局	平成二十四年七月二日
地図、建物所在図、地図に準ずる図、面土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	
大阪法務局富田林支局	平成二十四年七月二日
地図、建物所在図、地図に準ずる図、面土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	
福井地方法務局	平成二十四年七月二日
地図、建物所在図、地図に準ずる図、面土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	
岡山地方法務局笠岡支局	平成二十四年七月二日
地図、建物所在図、地図に準ずる図、面土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	